

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和5年6月22日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(1期)〕（令和5年5月度）

対象期間： 令和5年5月1日～令和5年5月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他（安定型混合物）	(t/月)
その他（管理型混合物）	(t/月)
その他（廃石綿等）	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ピット
採取日	令和5年5月17日	令和5年5月17日	令和5年5月17日
検査結果が得られた日	令和5年5月31日	令和5年5月31日	令和5年5月31日
電気伝導率 ※2	38	76	
塩化物イオン ※2	8.8	70	
水素イオン濃度			7.7
生物化学的酸素要求量			4.5
化学的酸素要求量			24
浮遊物質			1
窒素含有量 ※3			27
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和5年5月17日	令和5年5月17日	令和5年5月17日	令和5年5月17日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：令和5年6月22日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(2期)〕（令和5年5月度）

対象期間：令和5年5月1日～令和5年5月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 七 イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	324.01 (t/月)
汚泥	214.56 (t/月)
廃プラスチック類	138.63 (t/月)
紙くず	4.88 (t/月)
木くず	58.87 (t/月)
繊維くず	16.95 (t/月)
動植物性残さ	1.31 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	3.75 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	79.59 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	38.30 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	50.09 (t/月)
その他（安定型混合物）	20.03 (t/月)
その他（管理型混合物）	757.24 (t/月)
その他（廃石綿等）	3.26 (t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 七 リ〕

測定年月日	令和5年4月3日
測定結果	204572m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 七 ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取場所	上流	下流
採取日	令和5年5月15日	令和5年5月15日
検査結果が得られた日	令和5年5月22日	令和5年5月22日
電気伝導率 ※2	25.7	11.2
塩化物イオン ※2	32	9
水素イオン濃度		7.0
生物化学的酸素要求量		0.5未満
化学的酸素要求量		7.1
浮遊物質		2未満
窒素含有量 ※3		4.9
異状の有無	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1		

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和5年5月15日	令和5年5月15日	令和5年5月15日	令和5年5月15日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。